2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市高岡町上倉永字前田五六八の一・五六八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内字丸野六七七の八五、字野々首一〇四〇の六二、一〇四〇の一二七、美郷町南郷区鬼神野字尾迎六一五の一、六二一、七六三、宮崎市佐土原町西上那珂字下川尻七二五一・七二五二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七二一〇の二、七二五三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字丸野六七七の八五・字野々首一〇四〇の六二・一〇四〇の一二七・字尾迎六一五の一・六二一・七六三・字下川尻七二五二・七二五三（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、七二一〇の二、七二五一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに宮崎市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字板谷字鶴瀬三四三の一、三四三の二、三四三の五から三四三の七まで、三四三のイの二、三四四の一、三四四の二、三四四六、東臼杵郡美郷町南郷区神門字杭谷二七六五、二七六六
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　京都府綴喜郡宇治田原町大字奥山田小字黒山一の一から一の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の四、一の五（次の図に示す部分に限る。）、南丹市日吉町畑郷出合三八の一から三八の三まで、三九、四〇、日吉町畑郷森ノ尻五五、五六、五六の一、五七、五八の一、日吉町畑郷下向四九、四九の乙、日吉町畑郷百合四七から四九まで、日吉町畑郷堂ノ下六三から六五まで、日吉町畑郷穴谷三、三の一、三四の乙
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
日吉町畑郷出合三八の一・日吉町畑郷森ノ尻五六・五八の一・日吉町畑郷下向四九・四九の乙・日吉町畑郷百合四七・日吉町畑郷堂ノ下六五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁並びに南丹市役所及び宇治田原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町求名字湯ノ谷一〇六一、一〇六二、永野字弓場ヶ迫二二八九の一、二二九三の一、二二九四、二二九八の一、二三〇二の一、字上ノ段二三七〇の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字湯ノ谷一〇六一、一〇六二、字弓場ヶ迫二二八九の一・二二九三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二九四、二二九八の一・二三〇二の一・字上ノ段二三七〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県姶良郡湧水町川添字金武九五の四から九五の六まで
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び湧水町役場に備え置いて縦覧に供する。）